**日中活動系サービスを利用している方が、一般就労後に引き続き障害福祉サービスを併用する場合の取り扱いについて**

　豊川市では、障害者総合支援法上の日中活動系サービスを利用している方が、一般就労後も引き続き障害福祉サービスを併用する場合の条件を国のQ&Aを踏まえ下記のとおり定めましたので適切な取り扱いをお願いします。

○障害福祉サービスに係る国Q&A（H19.12.19）

（問）

　一般就労に移行した利用者が、当該就労を行わない日に日中活動サービスを利用することはできるか。

（回答）

　１．基本的に、障害福祉サービス事業所等の利用者が一般就労へと移行した場合、

　　その後の日中活動サービスを利用しないことが想定されている。

　２．しかし、現実として非常勤のような形態によって一般就労する利用者もおり、

　　このような利用者については、一般就労を行わない日又は時間に日中活動サービ

　　スを利用する必要性がある場合も考えることから、以下の条件を満たした場合に

　　は、日中活動サービスの支給決定を行って差し支えない。

　　　①　一般就労先の企業の中で、他の事業所等に通うことが認められている場合

　　　②　当該利用者が日中活動サービスを受ける必要があると**市町村が認めた場合**

　３．この件については、特に日中活動サービスを受ける必要のない者もいると考え

　　られることから、各市町村は利用者の状況によって、その必要性について精査し

　　た上で、決定しなければならない。

○豊川市の取り扱い

　国のQ&Aを踏まえ、「市町村が認めた場合」について、下記のとおり取り扱いをすることとする。

１　対象サービス

　　　就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

　　　自立訓練、生活介護

２　利用条件

　　　次の①・②の条件をすべて満たす場合、日中活動サービスの支給を可能とする。

　　　①　勤務先の勤務時間が**週30時間未満**の場合

　　　②　施設の利用時間が**1回あたり3時間以上の利用が可能**な場合

３　手続き

　　　別紙「**一般就労している者の日中活動サービス利用に係る協議書**」を利用予定事

　　業所が作成し、利用者の障害福祉サービスの申請時に併せて**豊川市へ提出する**。

４　留意事項

　　・　就労系の事業者において一般就労している利用者を受け入れる場合においては、

　　　一般就労のアフターフォローや余暇的な利用だけでなく、**訓練目的をもって個別**

**支援計画に基づき支援すること**。

　　・　就労移行支援・自立訓練等標準利用期間が設定されている事業については、一

　　　般就労をした利用者を受け入れることにより、**標準利用期間をこえる更新をする**

**ことはできないこと**。